

「指定介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(香取市指定 第 1298900166 号)

当事業所はご契約者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福祉楽団
- (2) 法人所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 12 階
- (3) 電話番号 043-307-2828
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田 大輔
- (5) 設立年月 2001 年 12 月 7 日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
2023 年 8 月 1 日指定 香取市 1298900166 号
- (2) 施設の名称 はたらくデイ・1K
- (3) 施設の所在地 千葉県香取市沢 2452 番 1
- (4) 電話番号 070-3937-3434
- (5) 事業所長 遠井 栄美
(管理者)
- (6) 開設年月 2023 年 8 月 1 日
- (7) 利用定員 12 名 (介護予防認知症対応型通所介護を含む)

3 サービス提供者の義務 (契約書第 9 条参照)

はたらくデイ・1K では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、ご契約者に聞きとり確認の上、

医師または看護職員と連携し、医療上の対応を行います。

- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者の人権の擁護、ご契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ⑤ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4 サービスの提供地域及び営業時間

(1) 通常のサービスの提供地域

サービス提供時間	市区町	地域
① 9時30分～ 15時45分	香取市栗源区	全域
	香取市佐原区	伊地山、福田、九美上、大根、返田、下小野、長山、観音、牧野、多田、本矢作、大崎
	香取市小見川区	油田、内野、織幡、上小堀、白井、旗鉾、八本、虫幡、山川、龍谷、木内
	香取市山田区	山倉、大角、新里、神生、仁良

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月・水・木・金・日
受付時間	8:45 ～ 17:45
サービス提供時間	9:30 ～ 15:45

5 職員の配置状況

はたらくデイ・1Kでは、ご契約者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員
1	事業所長（管理者）	1名	
2	介護職員	1名以上	1名以上
3	生活相談員	1名以上	
4	機能訓練指導員	1名以上	

6 はたらくデイ・1Kが提供するサービスの特徴

私たちは、福祉楽団 法人理念に基づいて、質の高いケアを追求してゆきます。

(1) 認知症対応型通所介護計画の作成

ご契約者に対する、具体的なサービス内容やサービス提供方針については、お一人おひとりについて策定する「認知症対応型通所介護計画」に定めます。

(2) 介護保険の基準サービス

① 入浴

- ・入浴または清拭を行います。

② 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。
- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・個別の機能訓練実施計画を策定した上、サービスを提供します。

④ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常のサービスの提供地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

7 利用料金

(1) 介護保険の基準サービス

「契約書別紙」に定める料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、食事に係る自己負担額をお支払いください。

- ☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の基準外サービス

以下のサービスは、利用金額の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食事代

昼食代	900 円／日
茶菓代	100 円／日

② レクリエーション費

ご利用者のご希望により、レクリエーション等に参加していただくことができます。その際、材料等にかかる費用は自己負担となります。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1 枚につき 10 円

④ 写真の現像・印刷写真の現像・販売

ご契約者のご希望により、撮影した写真を注文、購入することができます。

利 用 料 1 枚につき 42 円

金：

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費（別紙「介護保険外サービス料金表」参照）

日常生活用品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

○ 尿取りパット	52 円／枚
○ リハビリパンツ	157 円／枚
○ 紙おむつ	157 円／枚
○ 使い捨てカミソリ	60 円／個

- ☆ 経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、介護保険の基準外サービス利用料金は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 30 日前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、当月末締めにてご請求します。お支払方法は、口座振替となります。所定のお手続きをお願いいたします。ご利用の翌月27日に自動引き落としされます。27日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、認知症対応型通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの提供日前日までに事業者申し出てください。

受付時間 年中無休 8:45～17:45

電話番号 070-3937-3434

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

①	利用予定日の当日8時45分までに申し出があった場合	無料
②	上記の時間以降に申し出があった場合	900円(食費相当)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 緊急時の対応方法について

利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に速やかに連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

サービス提供中により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故および事故に際してとった処置について、記録を作成し、家族等に説明をおこないます。重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

10 損害賠償について（契約書第13条参照）

はたらくデイ・1Kにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

11 苦情の受付について

(1) はたらくデイ・1Kにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

〔受付担当者〕 遠井 栄美

〔解決責任者〕 山根 正敬

受付時間 年中無休 8：45～17：45

電話番号 070-3937-3434

0478-70-5234（施設代表）

○投書による受付

郵送先 千葉県香取市沢2452番1

○電子メールによる受付

kbt@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決に関する規程」に従い原因と解決方を検討します。

苦情申し出者に対する適切な支援を行なうため、法人に第三者の立場に立つ「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出者と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を諮ります。また、苦情申し出者が、はたらくデイ・1Kに苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村	介護保険の担当窓口
香取市役所 高齢者福祉課	所在地 千葉県香取市佐原口 2127 番地
	電話番号 0478-50-1208
	F A X 0478-50-1379
千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 号 千葉県社会福祉センター
	電話番号 043-246-0294
	F A X 043-246-0298
千葉県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3
	電話番号 043-254-7404
	F A X 043-254-0048

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年 1 回実施しております。	

私は、指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

はたらくデイ・1K

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防認知症対応型通所介護サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

署 代 理 人 住 所

氏 名 続柄 () 印
